

(別記)

令和7年度年度植木町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、水田面積における主食用米の作付面積の占める割合が約40%であり、転換作物に関しては、全国トップクラスの生産量であるすいかを中心とした施設園芸作物が数多く作付されている。

しかしながら、農家の高齢化の進展及び資材価格の高騰等に伴い、地域の中心となる担い手が減少し、施設園芸が盛んという地域の特性上、担い手への農地集積も進みにくい状況であるため、施設園芸の作付面積も減少傾向にある。

一方で、水田地帯においては、需要に応じた米の生産が推進される中、全国的な米の価格高騰が続いている。このような不安定な社会情勢も踏まえつつ、長期的かつ安定的な農家の収益力向上を推進するには、高収益作物への転換及び戦略作物による農地の高度利用推進が不可欠である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域は全国的にすいかの産地として知られており、高収益作物であるすいかを重点品目として位置付け引き続き生産振興を図っていく。更に地域の特性を伸ばしていくため、野菜をはじめとする園芸作物の安定生産・収益性の向上を図る。

また、ウクライナ等の諸外国の情勢による農産物の価格への影響が懸念されるため、産地交付金を活用して農作物の販売価格向上や生産コスト低減の取組に対して支援しながら農業者の経営安定を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

当該地域における農地の高度利用を推進する観点から、引き続き二毛作の作付を支援することで水田の有効利用を図る。さらに、近年社会的な機運が高まっているSDGsの観点からも資源循環の取組（堆肥散布・耕畜連携）は、持続可能なシステム形成に繋がると考えられるため引き続き推進を図る。

また今後、当該地域では、農業者の高齢化や担い手の減少により今後の園芸作物の作付面積の減少や荒廃農地の増加も懸念されている。大豆については、担い手へ農地を集積する必要性が生じている中で、新たに設立された農業法人への農地集積もあり、作付面積も拡大している。これらの取組をさらに進めるため、令和3年度新たに設定した「大規模経営加算」も産地交付金を引き続き推進し、収益力強化を図る。

畑地化については、すいかを始めとする施設園芸が盛んに行われている当該地域において、転換作物が定着しており、今後水田として活用される見込みがなく、かつ集積が可能と判断される水田を中心に、畑地化促進事業を推進する。

また、当該地域において生産の盛んなすいかは、水田のクリーニング作物としての側面もあるため、すいかの作付を推進することは水稻とすいかのブロックローテーション体系の構築に繋がる。同様に二毛作の推進も農地の高度利用としての側面だけでなくブロックローテーション体系構築に繋がるため、二毛作も引き続き産地交付金に位置づけて推進する。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米については、全国的な米の価格高騰により、当該地域においても作付面積の増加が見込まれる。県農業再生協議会からの作付目安に即し、米の需給調整に応じた生産を推進するとともに、近年県産米の評価が高まっている中、トップクラスの良食味米を安定供給できる地域として「ヒノヒカリ」、「森のくまさん」を中心とした良食味米の産地を形成する。

(2) 備蓄米

該当なし

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の増加が見込まれる一方で、飼料用米も重要な転換作物と位置付け、JA や畜産農家と連携を図りながら、不作付地等への作付拡大を推進し、水田活用の直接支払交付金を活用して、農家の収益力の向上を図る。

イ 米粉用米

主食用米の増加が見込まれる一方で、米粉用米も重要な転換作物と位置付け、JA と連携を図りながら、不作付地等への作付拡大を推進し、水田活用の直接支払交付金を活用して、農家の収益力の向上を図る。

ウ 新市場開拓用米

該当なし

エ WCS 用稲

主食用米の需要増加が見込まれる一方で、WCS 用稲を重要な転換作物と位置付け、畜産農家と耕種農家の連携強化を図り、畜産農家のニーズにあった良質な飼料の生産を推進する。推進においては、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）及び産地交付金（資源循環による堆肥散布）を活用しながら生産拡大を図る。

オ 加工用米

該当なし

(4) 麦、大豆、飼料作物

水田活用の直接支払交付金を活用し、作付面積の拡大を図る。また、農地の高度利用の推進とブロックローテーション体系構築の観点から産地交付金（二毛作助成、飼料作物による資源循環の取組）を活用し、二毛作の作付率、堆肥還元率の向上を目指す。また大豆では、担い手による大規模経営を推進する。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき、産地交付金を活用して排水対策と適切な肥培管理を徹底し、単収向上・経営の安定化等を図るとともに、そばについては、熊本県設定の産地交付金を活用しつつ、水田の高度利用及びブロックローテーション体系の構築を推進するために二毛作の産地交付金を活用し、基幹作・二毛作ともに推進する。

(6) 地力増進作物

該当なし

(7) 高収益作物

全国トップクラスの生産量であるすいかを中心とした施設園芸作物が数多く作付されているが、農家の高齢化の進展及び資材価格の高騰等に伴い、近年作付面積が減少傾向にある。

このため、産地交付金の活用方法としてすいかを重点品目、すいか以外の野菜、花き・花木、果樹、たばこ等を地域振興作物として位置付け、作付面積の維持・拡大をより一層推進し安定的な農業経営を確立する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	493	－	525	－	525	－
備蓄米	0	－	0	－	0	－
飼料用米	6.5	－	0.9	－	0.9	－
米粉用米	0	－	0	－	0	－
新市場開拓用米	0	－	0	－	0	－
WCS用稲	126	－	104	－	104	－
加工用米	0	－	0	－	0	－
麦	36	20	41	28	40	22
大豆	26	8	24	6	30	9
飼料作物	65	49	70	51	80	60
・子実用とうもろこし	－	－	－	－	－	－
そば	8.3	2.8	6.8	6.4	9	6
なたね	0	－	0	－	0	－
地力増進作物	0	－	0	－	0	－
高収益作物	349.4	－	342.8	－	347	－
・野菜	341	－	329	－	335	－
・花き・花木	4.6	－	4.9	－	5	－
・果樹	2.7	－	8.3	－	5	－
・その他の高収益作物	1.1	－	0.7	－	2	－
その他	0	－	0	－	0	0
・〇〇	0	－	0	－	0	0
畑地化	14	－	6.8	－	10	－

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	令和6年度	令和8年度
				前年度（実績）	目標値
1	すいか	高収益作物助成（基幹）	すいか作付面積（ha）の拡大。	192	207
2	野菜（すいか以外）、花き・花木、果樹、その他	地域振興作物助成（基幹）	野菜、果樹、花き・花木、その他作付面積（ha）の拡大。	157	210
3	麦、大豆、飼料作物、そば	二毛作助成（二毛作）	二毛作作付面積（ha）の拡大。	81.7	115
			二毛作作付率（％）の向上。	115	123
4	WCS用稲、飼料作物	資源循環の取組（耕畜連携）（基幹・二毛作）	取組面積（ha）の拡大。	60.8	80
			飼料作物等作付面積（ha）の拡大。	188	210
			堆肥還元率（％）の向上。	32.3	38.1
5	大豆	大規模経営加算（基幹）	作付面積（ha）の拡大。	7.8	10
			大規模経営による単収（kg/10）の向上。	224	226

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府

熊本県

協議会

植木町地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	高収益作物助成(基幹)	1	16,000	すいか	すいかを出荷・販売目的で作付けする農業者又は集落営農
2	地域振興作物助成(基幹)	1	11,000	野菜(すいか以外)、花き・花木、果樹、その他	対象作物を出荷・販売目的で作付けする農業者又は集落営農
3	二毛作助成(二毛作)	2	6,000	麦、大豆、飼料作物、そば	主食用米と対象作物、新規需要米と対象作物あるいは対象作物同士の作付体系であること。
4	資源循環の取組(耕畜連携:基幹)	3	5,000	飼料作物、WCS用稲	対象水田に契約先の堆肥を散布し、連携の相手方となる者との間に、1年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結すること等
4	資源循環の取組(耕畜連携:二毛作)	4	5,000	飼料作物、WCS用稲	対象水田に契約先の堆肥を散布し、連携の相手方となる者との間に、1年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結すること等
5	大規模経営加算(基幹)	1	9,000	大豆	大豆を3ha以上、通常の肥培管理を行いJA等へ出荷・販売すること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。